



# PwC Legal Japan News

## 金融審議会「暗号資産制度に関するワーキング・グループ」報告の概要

January 2026

### In brief

本邦においては、暗号資産について、利用者保護やマネー・ローンダリング対策等を図るため、累次の法改正により、制度整備が行われてきましたが、暗号資産をめぐる技術の進展や環境の変化を踏まえ、金融庁において暗号資産に関する制度のあり方等についての検証が行われ、2025年4月、その結果をまとめたディスカッション・ペーパー<sup>1</sup>が公表されました。同ディスカッション・ペーパーでは、国内外の利用者において暗号資産が投資対象と位置付けられており、詐欺的な投資勧誘等も行われている状況に鑑み、利用者保護のための更なる環境整備を行う必要性が指摘されており、このような方向性について、同ディスカッション・ペーパーに対する意見<sup>2</sup>でも概ね賛同が得られました。

このような背景を踏まえてなされた金融担当大臣による諮問を受け、金融審議会に「暗号資産制度に関するワーキング・グループ」が設置され、2025年7月以降6回にわたり暗号資産を巡る制度のあり方について審議が行われてきました。そして、同ワーキング・グループによる審議の結果として、2026年12月10日、金融審議会「暗号資産制度に関するワーキング・グループ」報告<sup>3</sup>(以下「本報告」といいます。)が公表されました。

本ニュースレターでは、本報告において取りまとめられた暗号資産に関する規制見直しの方向性について概説します。

### In detail

#### 1. 金融審議会「暗号資産制度に関するワーキング・グループ」報告の概要

現在、暗号資産は、それが決済手段であるとの観点から「資金決済に関する法律」(以下「資金決済法」といいます。)において規制されていますが、個人の利用者による暗号資産の保有が身近なものとなりつつある中で、暗号資産の利用形態・保有目的としては、資金決済手段としての利用も一部では見られるものの、国内外で暗号資産の投資対象化が進展しています。一方、詐欺的な暗号資産の投資勧誘や取引等を中心とするトラブルが発生しており、また、組織的な犯罪収益の移転手段として暗号資産が利用されていることも指摘されています。

このような暗号資産取引の現状を踏まえ、本報告では、国民が安心して暗号資産取引を行うためには、その前提として適切に取引環境が整備され、利用者保護が図られる必要があるとして、暗号資産を巡る喫緊の課題として、以下の点を指摘しています。

<sup>1</sup> [https://www.fsa.go.jp/news/r6/sonota/20250410\\_2/crypto\\_dp.html](https://www.fsa.go.jp/news/r6/sonota/20250410_2/crypto_dp.html)

<sup>2</sup> [https://www.fsa.go.jp/news/r7/sonota/20250731\\_2/20250731\\_2.html](https://www.fsa.go.jp/news/r7/sonota/20250731_2/20250731_2.html)

<sup>3</sup> [https://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/tosin/20251210.html](https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20251210.html)

課題	背景等
情報提供の充実	暗号資産発行時のホワイトペーパー(説明資料)等の記載内容が不明確であったり、記載内容と実際のコードに差があることが多い
適正な取引の確保・無登録業者への対応	金融庁等に詐欺的な勧誘の相談が多数寄せられている
投資運用等に係る不適切行為への対応	投資セミナーやオンラインサロン等による詐欺的な行為が疑われる事例も発生している
価格形成・取引の公正性の確保	インサイダー取引規制に関してIOSCO(証券監督者国際機構)より勧告がなされているほか、欧州等での法制化が行われている
セキュリティの確保	サイバー攻撃を受けて暗号資産が流出する事案が継続して発生している

そして、上記課題に対応するため、暗号資産の特性に応じた金融商品としての規制を整備することにより利用者保護の充実を図るものとして、本報告では、主に以下の4点について規制見直しの方向性が示されています。

- ① 根拠法令の見直し
- ② 情報提供規制
- ③ 業規制
- ④ 不公正取引規制

なお、規制見直しに当たっては、(a)利用者保護を通じた健全なイノベーション、(b)暗号資産がグローバルに取引されることに伴う国際性、(c)暗号資産の多様性や暗号資産に関する技術やビジネスの変化の速さを踏まえた規制の柔軟性、(d)決済目的での利用が制限されないようにすることに留意が必要であると指摘されています。加えて、規制の強化により、過重な事業者の負担が生じ、結果として利用者の利便性が損なわれることのないよう配慮すべきであること、暗号資産には本質的に規制しきれない領域が残ることは認識されるべきであることなども指摘されています。

それぞれの規制見直しの方向性の概要は以下のとおりです。

## 2. 根拠法令の見直し

暗号資産は、その決済手段性に着目し、資金決済法によって規制されていますが、上述のとおり、国内取引においては暗号資産の投資対象化が進展しています。そのような暗号資産をめぐる課題解決のため、本報告は、規制法令を現状の資金決済法から金融商品取引法(以下「金商法」といいます。)へ変更すること、暗号資産を有価証券とは異なる金融商品として金商法に位置付けるべきであると示されています。

このような根拠法令の見直しに関して、次のように示されています。

### (1) 金商法の規制枠組みの活用

金商法は投資性の強い金融商品を幅広く対象とする横断的な投資者保護法制の構築を理念とし、開示規制や不公正取引規制、その他種々の業規制等が設けられています。この点、暗号資産取引の多くが価格変動によるリターンを期待した取引であることは、そのような金商法の規制対象とすべき投資性の考え方と整合的であるとして、金商法の規制枠組みを活用し、暗号資産をめぐる喫緊の課題に対応することが適当と考えられると指摘されています。

### (2) 暗号資産の金商法における位置付け

暗号資産は一般に何らかの法的な権利を表章するものではなく、また、収益の配当や残余財産の分配等は行われないなど、その性質は金商法上の有価証券とは異なるため、有価証券とは別の規制対象として金商法に位置付けることが適当であると指摘されています。

### (3) 金商法で規制対象とする暗号資産の範囲

金商法で規制対象とする暗号資産の範囲については、利用の実態面に鑑みて現行法上の暗号資産に限ることとし、資金決済法上の暗号資産に該当しないトークン(いわゆるNFT(Non-Fungible Token:非代替性トークン))及びステーブルコイン(デジタルマネー類似型)については、金商法の規制対象外とすることが想定されています。

#### (4) 資金決済法における暗号資産の規制

金商法上の金融商品取引業に関する規制において、資金決済法に基づく暗号資産交換業に関する規制に相当する規制がおおむね整備されている点及び資金決済法に設けられている安全管理措置等に関する特別の規則は金商法において整備することが可能である点に鑑み、規制の複雑化を避ける観点から暗号資産に係る規制は資金決済法から削除することが適当であると指摘されています。

### 3. 情報提供規制

暗号資産については、①暗号資産の技術性・専門性の観点(一般の利用者と暗号資産の技術等に詳しい専門家との間で情報の非対称性)、②暗号資産の価値の源泉に係る実質的なコントロールの観点(中央集権的管理者と利用者との間の情報の非対称性)、③暗号資産の流通・保有状況の観点(暗号資産を取引・保有する者と他者との間の情報の非対称性)において、情報の非対称性があるとされています。

利用者が行う暗号資産の取引は、有価証券の取引と類似しており、新規に暗号資産が販売される場合と既に流通している暗号資産の売買等の場合のいずれの場合においても、利用者に対し、取引判断等にとって必要な情報が提供されることが重要であることを踏まえ、本報告では以下のとおり、利用者に対し新規販売時の情報提供及び継続的な情報提供が適切に行われる必要があるとしています。

#### (1) 新規販売時の情報提供

発行者がいる暗号資産である中央集権型暗号資産の場合には、発行者と一般の利用者との間の情報の非対称性を解消させる必要がある一方で、発行者がいない暗号資産である非中央集権型暗号資産の場合には、暗号資産の技術性・専門性の観点で、一般の利用者と暗号資産の技術等に詳しい専門家との間の情報の非対称性を解消させる必要があることを踏まえ、暗号資産の類型等に応じて、新規販売時の情報提供は以下の義務及び内容とすることとしています。なお、少人数・プロ投資家を相手方とする勧誘や、無償での付与、マイニング(暗号資産移転の承認作業)等の報酬としての付与については規制対象外としています。

種類	情報提供規制の対象者	提供すべき情報の内容
非中央集権型暗号資産 (例:ビットコイン)	・ <u>暗号資産交換業者</u>	・ 暗号資産の性質・機能や供給量 ・ 基盤技術 ・ 付随する権利義務 ・ 内在するリスク等
中央集権型暗号資産 (例:IEOトークン)	・ 発行者が資金調達を行う場合: <u>発行者</u> ・ 発行者による資金調達を伴わず、 暗号資産交換業者が独自に取り 扱う場合: <u>暗号資産交換業者</u>	・ 上記と同様の情報 + ・ 中央集権的管理者に関する情報(当 該者の情報、調達資金の使途に関す る情報、対象事業に関する情報、暗 号資産の保有状況等)

#### (2) 継続情報提供

新規販売後も情報の非対称性を解消し、流通市場に参加する利用者の合理的な取引判断を可能とするためには、継続的な情報提供が不可欠です。特に暗号資産については、技術・使用等の発展段階にある場合が多く、伝統的な金融商品よりも変化のスピードが速いことが想定されるため、その状況に応じた適時のタイミングでの適切な情報提供がなされることが重要です。そこで、暗号資産の取引判断に重大な影響を及ぼす事象が発生した場合には、新規販売時に情報提供した暗号資産の発行者又は交換業者に対し、適時の情報提供を行うことを義務付けるべきであるとしています。一方、定期的な情報提供については、利用者利便の観点から、発行者に対し、発行者の事業活動等に係る情報について、年1回程度の頻度で求められると考えられています。

#### (3) 情報提供の内容の正確性・客觀性の確保

情報の正確性の確保及び利用者保護の観点から、虚偽記載や不提供への罰則・民事責任・課徴金の規定を整備すべきとしています。また、暗号資産交換業者及び自主規制機関によるチェック機能の強化を図る必要があるとし、特に、審査の中立性・独立性を強化するため、自主規制機関に独立委員会又は独立組織を設置することを提案しています。

#### (4) 募集・売出し時の利用者保護

暗号資産の募集・売出しへは、発行者にとって資金調達が目的であり、資金調達後に利用者の期待に応える経時的インセンティブが弱いと言われています。このような問題については、上記(1)～(3)までの情報提供規制のみで対処できないことから、利用者保護のため、中央集権型暗号資産の発行者による資金調達について、監査法人の財務監査が行われていない場合には、投資上限を設定するべきとしています。具体的には、株式投資型クラウドファンディングと同様の利用者の投資上限(50万円を超える場合には収入又は純資産の5%まで(上限200万円))を設定することが検討されています。

### 4. 業規制

本報告は、業規制に関し、暗号資産は、セキュリティトークン(有価証券をトークン化したもの)と同様の流通性があることを踏まえ、暗号資産の売買等を業として行う場合、基本的に第一種金融用品取引業に適用される規制と同様の規制を適用すべきであるとの方向性を示しています。また、暗号資産に関する技術やビジネスは変化の速い分野であるため、法令と実態に即して柔軟に対応できる自主規制との適切な組み合わせにも留意すべき旨も示されています。

主な規制等の概要として以下の事項が挙げられています。

#### (1) 業務管理体制の整備

現行法では、暗号資産交換業者に対して、取引に犯罪の疑いがあると認めるときは取引の停止を行うなどの業務管理体制の整備を義務付けているところですが、利用者保護の観点から、暗号資産交換業者に対して更に以下のような業務管理体制を義務付けることが適当としています。暗号資産取引の多くがインターネットを通じて行われていることを踏まえ、特に③について、顧客適合性を確保する観点から実効的なものとなるよう、実務において具体的な対応を検討していく必要があることに言及しています。

具体的な業務管理体制	①取り扱う暗号資産の審査体制 ②取扱い暗号資産に関する情報提供体制 ③利用者がリスク負担能力の範囲内で取引を行うことを確保するための確認を行う体制 ④売買審査体制 ⑤暗号資産の発行者が情報提供規制に違反した場合に当該暗号資産を取り扱わないようにするための体制 等
------------	---

#### (2) 利用者財産の管理

現行法では、暗号資産の不正流出リスクが大きいという特性を踏まえ、ホットウォレット<sup>4</sup>で管理する利用者の暗号資産に対して流出時の補填に資するための同種・同量の暗号資産(履行保証暗号資産)を保持すること、暗号資産交換業に係る情報漏えいの防止等の情報の安全管理のために必要な措置を講じること等の利用者財産の管理に関する特別の規制の枠組みが設けられているところです。これらの利用者財産の管理に関する特別の規制の枠組みについては、金商法でも維持しつつ、近年の不正流出事案の手口の巧妙化に対応するため、利用者財産の安全管理に関する措置を講じる法律上の義務を新設し、サプライチェーン全体を含めた包括的なセキュリティ対策を強化することとしています。

また、最近の不正流出事案では、暗号資産交換業者向けのウォレットソフトウェアを提供する事業者がサイバー攻撃を受けたことが不正流出の一因となったものが見受けられます。そのため、このような事案の再発防止の観点から、暗号資産交換業者に対して暗号資産の管理を行うための重要なシステムの提供等を行う事業者に対し、その業務の適切な運営を確保するための規制を導入すべきとしています。具体的には、①事前届出制の導入、②過去における暗号資産交換業者の登録取消等の一定の欠落事由の導

<sup>4</sup> コールドウォレット等以外の管理方法をいいます。

入、③システムの安全確保義務等の導入、④必要な場合に行政において直接に実態把握及び是正措置を命ずることができるよう監督権限の新設が適当であるとしています。

### (3) 責任準備金

現行法では、ホットウォレットで管理される暗号資産については履行保証暗号資産により補償原資を確保することとされていますが、コールドウォレット等で管理する暗号資産についてもハッキングによる流出リスクは否定できません。そこで、暗号資産交換業者に対し、不正流出事案が生じた場合の顧客への補償原資として責任準備金の積み立てを求めることとしています。この点、暗号資産交換業者にとって過度な負担とならないよう過去の流出事案の発生状況やセキュリティ水準等を踏まえた適切な水準の責任準備金とし、流出事案が生じた場合には、行政の承認を要せず責任準備金により補償を行うことを可能とすることが適当であるとしています。

### (4) 暗号資産の借入れ

暗号資産については、個人投資家等から暗号資産を借り入れて、ステーキング<sup>5</sup>や再貸付け等により運用し、一定期間経過後に貸借料を付して利用者に返還するビジネスが行われています。現行法では、他人から暗号資産を借り入れる行為は、暗号資産の管理に該当しなければ、暗号資産交換業の登録は不要とされています。しかし、こうしたビジネスでは、事業者(借主)が借り入れた暗号資産について、利用者(貸主)が事業者の信用リスクや暗号資産の価格変動リスクを負うことになるため、利用者保護の観点から、金商法の規制対象とすることが適当であるとしています。具体的には、以下のような借り入れた暗号資産に関する適切な管理体制整備義務や行為規制を課すとしています。なお、機関投資家や交換業者から借り入れる場合のような対公衆性のない借入れは業規制の対象としないことが適当とされています。

体制整備義務	<ul style="list-style-type: none"><li>再貸付先の貸倒れや、事業者(借主)が更にステーキングを委託する場合の委託先におけるスラッシング等に関するリスク管理体制の整備義務</li><li>暗号資産のうち自己で保管するものについて、安全に管理するための体制整備義務</li><li>利用者へのリスク説明義務や広告規制</li></ul>
--------	--

### (5) 銀行・保険会社による取扱い

銀行・保険会社本体及びグループが暗号資産交換業を営むことは、マネー・ローンダリング等に利用されるリスク、暗号資産の管理等にかかるシステムリスク、暗号資産の保有に伴う価格変動リスク等に鑑み、現在許容されていないところです。また、銀行・保険会社が暗号資産の取得・保有することは法令上禁止されていないものの、ファンドの出資先を通じて暗号資産を間接的に保有するケース等を想定して銀行法(又は保険業法)施行規則・監督指針が整備されているところです。本報告においては、銀行・保険会社本体及び銀行・保険会社の子会社等における取扱いについて、取扱い方針は以下のとおりとされています。なお、銀行・保険会社の兄弟会社や関連会社についても子会社と同様の取扱いとすることが適当であるとされています。

行為	銀行・保険会社本体	銀行・保険会社の子会社
暗号資産の発行・売買等	引き続き慎重な検討が必要	
暗号資産の仲介	引き続き慎重な検討が必要	
暗号資産を運用対象とする投資運用業	禁止	許容
投資目的での暗号資産の保有	許容(十分なリスク管理・態勢整備等が行われている場合)	

### (6) 無登録業者への対応等

本報告は、無登録業者による違法な勧誘を抑止するため、暗号資産の売買等について金商業の対象とすることにより刑事罰を強化すべきとしています。金商法において金商業の無登録業者への対応として設

<sup>5</sup> ステーキングとは、暗号資産を担保として差し出し、ブロックチェーンの安定稼働のために活動に参加した対価としての報酬を暗号資産で受け取ることができる仕組みをいいます。

けられている規定を暗号資産交換業にも適用することとし、例えば、無登録業者に関する罰則の引き上げ(現行3年以下の拘禁刑)や裁判所による緊急差止命令の対象とし、証券取引等監視委員会に申立て権限を整備すべきとしています。

また、暗号資産の投資セミナーやオンラインサロン等が出現している現状を踏まえ、暗号資産の投資運用や投資アドバイスについても投資運用業及び投資助言業の対象とするとしています。

さらに、暗号資産が詐欺的な投資勧誘の支払手段として利用されることを未然に防ぐ措置として、暗号資産交換業者に対し、例えば、新規口座開設直後にはアンホステッド・ウォレット(事業者が管理していない口座)へ移転できない等の熟慮期間を設ける等の法令上の義務を課すとしています。

## (7) その他

DEX(分散型取引所)等への技術的性質に合わせた過不足のない規制のあり方については、各国の規制動向を注視しながら継続して検討していくこと、サイバーセキュリティについては、自助・共助・公助の組み合わせで対処すべき課題として、特に業界共助の取り組みの発展が不可欠であり、当局としても後押ししていくことにも言及されています。

## 5. 不公正取引規制

現行の金商法では、暗号資産についても、有価証券と同様に不正行為の禁止に関する一般規則や偽計・相場操作行為等の禁止規制が整備されているものの、インサイダー取引を直接規制する規定は設けられていません。本報告では現行法の規制内容に加え、国際的な情勢を踏まえ、取引の公正を確保する観点から、暗号資産のインサイダー取引規制を整備することが必要であると指摘されています。また、不公正取引に係る刑事罰は設けられていますが、課徴金制度や証券取引等監視委員会の犯則調査権限は整備されておらず、違反行為への抑止力が不十分であるとの指摘もなされています。

本報告において指摘がされている不公正取引に係る各規制の概要は以下のとおりです。

### (1) インサイダー取引規制

本報告では、暗号資産のインサイダー取引規制の保護法益は「国内の交換業者の提供する取引の場の公正性・健全性に対する利用者の信頼を確保すること」と整理した上で、当該保護法益を確保するためには、①「対象暗号資産」について、②「重要事実」に接近できる③特別の立場にある者(インサイダー)が、当該事実の④「公表」前に、⑤取引の場に対する利用者の信頼を損なうような売買等を行うことを禁止する必要があると示されています。そして、上場有価証券等のインサイダー取引規制の枠組みをベースにしつつ、暗号資産の性質を踏まえた規定ぶりとなるように各要件について調整するべきであることが指摘されています。

#### ① 規制対象とすべき暗号資産

規制対象の暗号資産は、国内の交換業者で取り扱われるものに限定すべきであり、その際、DEX取引や利用者間の直接取引も含めてインサイダー取引規制の対象とすることが適切であると指摘されています。また、国内の交換業者に取り扱われる前であっても、上場等を要因とする価格変動を利用したインサイダー取引のおそれがあるため、規制対象に含めるべきであり、正式な取扱申請があった暗号資産についても規制対象とすることが適当であると指摘されています。

#### ② 重要事実、規制対象者及び公表措置

重要事実については、規制の予見可能性・透明性を確保する観点から、上場有価証券等のインサイダー取引規制を参考に、重要事実に該当することが明確である以下の3つの類型について、個別列挙した上で、バスケット条項を規定することで補完することが提案されています。

また、規制対象者については上場有価証券等のインサイダー取引規制と同様に、重要事実の類型に応じて、以下の者を規制対象者とすべきであり、役員等や法令に基づく権限を有する者、契約締結先等に加えて、それらの者からの第一次情報受領者も対象とすることが適当と指摘されています。

そして、重要事実に応じて、以下の者を公表主体として定め、公表方法について、現時点では、SNSは含めず、交換業者及び自主規制機関のウェブサイトを用いた公表等に限り、特に自主規制機関において

ては、公表主体から通知等された重要事実を速やかに公表できる体制を整備することが必要であると指摘されています。

重要事実	・ 重要事実に当たることが明確なものを個別列挙した上で、バスケット条項で補完		
	①中央集権型暗号資産の発行者の業務等に関する重要事実	②交換業者における暗号資産の取扱い等に関する重要事実	③大口取引に関する重要事実
(例) ・ 発行者の破産 ・ 重大なセキュリティリスクの発覚等	(例) ・ 暗号資産の新規上場・上場廃止やその流出等	(例) ・ 発行済暗号資産の20%以上の売買等	
規制対象者	暗号資産の発行者の関係者	暗号資産交換業の関係者	大口取引を行う者の関係者
公表主体	当該発行者	当該交換業者	当該取引を行う者

なお、中央集権型暗号資産の発行者が関知せずに交換業者で取り扱われる場合もあるため、交換業者における暗号資産の取扱い等に関する重要事実に係る規制対象者については、交換業者の関係者を特に規定する必要があることが指摘されています。

### ③ 禁止行為、適用除外、未公表の重要事実の伝達・取引推奨の禁止

上場有価証券等のインサイダー取引規制と同様に、基本的には「売買等」を禁止行為とすべきであり、加えて、新規発行時の利用者保護を図る観点から、暗号資産の新規発行とそれに対応する原始取得（有償取得によるものに限り、マイニング等によるものを除く。）も禁止行為に含めることが適当であると指摘されています。

また、未公表の重要事実を「知って」取引することを規制対象としつつ、取引に関する証拠が行為者側に偏在していること等を踏まえ、「重要事実を知らなくとも取引したことを行為者が立証した場合」を適用除外の類型として追加することが提案されています。

更に、未公表の重要事実の伝達・取引推奨を禁止しなければ、国内の交換業者の提供する取引の場の公正性・健全性に対する利用者の信頼を十全に確保できないという観点から、利益を得させる目的等による未公表の重要事実の伝達・取引推奨を禁止することが適当であるとされています。

#### (2) その他不公正取引規制

金商法が定める有価証券に対する不公正取引規制のうち、暗号資産にも妥当すると考えられる不公正取引規制については併せて整備することが適当であると指摘されています。例えば、安定操作取引の禁止の規定（金商法 159 条 3 項）については、規制趣旨が暗号資産においても妥当するため、暗号資産の不公正取引規制として整備することが適当であると指摘されています。

また、いわゆるステルスマーケティングを規制するため、対価を受けてインターネットサイト等で取引判断に関する意見表示をする場合における対価を受ける旨の表示義務についても、暗号資産に適用すべきであると指摘されています。

なお、暗号資産はグローバルに取引され、その匿名性が高いため、暗号資産に関連する不正行為の全てを直ちに抑止することは限界があることを踏まえて、不公正取引の実態について継続的に把握し、実際に発覚した不正事案等に応じて類型的に抑止を図っていく必要性が認められた場合には、将来的に追加的な対応を検討していくべきであることが指摘されています。

#### (3) 課徴金制度・その他のエンフォースメント等

暗号資産においても、不公正取引規制の実効性を確保するためには、エンフォースメントの実効性を確保し、違反行為への抑止力を高めることが重要であるという観点から、インサイダー取引を含め不公正取引について課徴金制度を創設し、証券取引等監視委員会における犯則調査権限を創設するとともに、

課徴金制度の創設に伴う調査権限を設け、証券取引等監視委員会の体制の拡充を図るべきであると指摘されています。

また、上場有価証券等の不公正取引と同様に、実効的なエンフォースメントのため、交換業者による売買審査や、自主規制機関による市場監視体制について抜本的に強化すべきであること、相互主義の下、外国規制当局に対する調査協力の対象とすべきであること(金商法 189 条)が指摘されています。

## The takeaway

上記のとおり、本報告は、暗号資産の投資対象化の進展により生じた喫緊の課題解決のため、現行法の規制見直しにおいて、重要な位置付けとなるものといえます。また、今後、本報告の内容を踏まえて法改正を含めた必要な対応が進められ、一層の利用者保護と取引環境整備が図られることが期待されます。一方で、本報告で示唆されている規制見直しは、利用者保護と取引環境整備を図る必要性が高い国内の交換業者での取引を主眼に置くものであるため、その規制見直しが及ぶ範囲はグローバルな暗号資産取引の一部に過ぎないという点には注意する必要があります。そのため、今般の規制見直しについても、暗号資産取引市場や関連ビジネスの状況に応じて、技術や実務の進展等を踏まえた不断の規制見直しが行われるものと考えられますので、暗号資産発行者、交換業者、さらには暗号資産の取引を行う方々は、専門家の助言を得ながら、暗号資産に係る規制に適切に対応していく必要があるものと考えられます。

## Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

**PwC 弁護士法人  
第一東京弁護士会所属**

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-1-1 大手町パークビルディング

電話 : 03-6212-8001

Email: [jp\\_tax\\_legal-mbx@pwc.com](mailto:jp_tax_legal-mbx@pwc.com)

[www.pwc.com/jp/legal](http://www.pwc.com/jp/legal)

- PwC ネットワークは、世界 100 カ国以上の拠点に約 4,000 名以上の弁護士を擁しており、幅広いリーガルサービスを提供しています。PwC 弁護士法人も、グローバルネットワークを有効に活用した法務サービスを提供し、PwC Japan グループ全体のクライアントのニーズに応えていきます。
- PwC Japan グループは、PwC ネットワークの各法人が提供するコンサルティング、会計監査、及び税務などの業務とともに、PwC 弁護士法人から、法務サービスを、企業のみなさまに提供します。

パートナー

弁護士

日比 慎

[makoto.hibi@pwc.com](mailto:makoto.hibi@pwc.com)

弁護士

柴田 英典

弁護士

久保田 有紀

弁護士

山中 雄太

本書は法的助言を目的とするものではなく、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。個別の案件については各案件の状況に応じて弁護士の助言を求めて頂く必要があります。また、本書における意見にわたる部分は筆者らの個人的見解であり、当弁護士法人の見解ではありません。

© 2026 PwC Legal Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.